

訪問看護ステーションあした葉 訪問看護サービス重要事項説明書

この訪問看護サービス重要事項説明書は、株式会社 Shine（以下、「Shine」とします。）が開設する訪問看護ステーションあした葉（以下、「本事業所」とします。）が、お客様に訪問看護サービスを提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、Shine 及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

（事業所の名称及び所在地等）

第1条 本事業所の名称及び所在地等は、次のとおりです。

本事業所の名称：訪問看護ステーションあした葉
所在地：島根県浜田市紺屋町46番地
電話番号等：TEL 0855-25-7725 FAX 0855-25-7726
指定事業者番号：3260790104
通常の事業の実施地域：浜田市全域

（会社概要）

第2条 Shine の名称及び所在地等は、次のとおりです。

法人名称：株式会社 Shine
法人所在地：広島県広島市安佐南区祇園2丁目47番8号
代表番号：082-875-6750
代表者氏名：河手 秀男
実施事業：介護保険法による居宅サービス事業、介護コンサルティング事業

（訪問看護サービスの目的）

第3条 本事業所は、お客様の病状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、主治医と密接な連携を取りながら、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。

（運営の方針）

第4条 本事業所は、次に掲げる方針に基づき事業を運営するものとします。

- ①本事業所の看護職員等は要介護者の心身の特性をふまえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ②本事業所は事業の運営にあたって必要な時に必要な訪問看護サービスの提供ができるよう努めます。
- ③本事業所は事業の運営にあたって関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療または福祉サービスを提供するものとの密な連携を保ち総合的なサービスの提供に努め

ます。

(従業者の職種、員数等)

第5条 本事業所は、訪問看護サービスの提供にあたる従業員の職種・員数として、法に定められている人員の基準に基づいて、次のとおり配置します。

① 管理者 1名(常勤、看護職員と兼務)

管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。

② 看護職員等 常勤換算数2.5名以上(うち1名は常勤職員)

看護職員等は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた訪問看護計画を基にサービスの提供を行います。サービスの提供にあたって、保健師、看護師は、訪問看護指示書及び居宅サービス計画をふまえて、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を担当します。

③ 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた訪問看護計画を基にサービスの提供(在宅におけるリハビリテーション)を行います。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日：月曜日から金曜日、国民の祝日(12月29日から1月3日を除く)

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

連絡体制：24時間連絡受付体制

※居宅サービス計画や主治医の指示により、休業日や営業時間外であっても訪問看護を提供します。

(訪問看護サービスの内容)

第7条 本事業所が提供する訪問看護サービスの内容は以下の通りです。

①病状・障害等の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等の日常生活の世話

④褥瘡の予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

(理学療法士等による訪問看護について)

第8条 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(以下、「理学療法士等」とします。)によるリハビリテーションを中心とした訪問看護サービスの内容は、次のとおりです。

- ①理学療法士等によるリハビリテーションは、看護業務の一環として看護職員の代わりに訪問させるものです。
- ②訪問看護計画は、看護師と理学療法士等が連携し作成します。
- ③訪問看護サービスの利用開始時は、お客様の心身の状態等を評価するため、初回の訪問は、看護師が行います。
- ④訪問看護サービスの開始後は、お客様の状態を適切に評価するため、看護師が概ね3か月に1回程度の訪問を行います。

(利用料その他の費用の額)

第9条 本事業所が訪問看護サービスを提供した場合に、お客様から支払いを受ける利用料の額は、別紙①「訪問看護サービス料金表」の通りです。(非課税となります。)訪問看護サービスが居宅サービス計画に位置づけられ、介護保険適用の場合は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合をお支払いいただきます。支給限度基準額を超えた分につきましては、全額自己負担となります。医療保険適用の場合は、医療保険給付額を差し引いた額をお支払いいただきます。

2 本事業所は、訪問看護サービスの加算及び費用の算定において、お客様の個別の同意が必要な項目に対して、別紙②「訪問看護サービスの利用料金の算定に関する同意書」により別途同意を得るものとしします。

2 介護保険・医療保険対象外の費用は、次の通りです。

衛生材料費	実費
ご遺体のケア料(エンゼルセット込)	22,000円(税込)

3 本事業所の交通費の取扱いは次の通りです。

通常の事業の実施地域にお住まいの方	無料
通常の事業の実施地域以外にお住まいの方	通常の事業の実施地域を超えた地点からお客様の居宅までの往復の距離1キロあたり50円

4 お客様の都合により、サービスがキャンセルとなった場合は、基本料金の全額をキャンセル料として、徴収する場合があります。

5 前月のサービスご利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定める期日までにお支払いいただきます。

6 お支払方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。

(サービス相談窓口、苦情受付窓口及び対応の手順)

第10条 本事業所におけるサービスのご利用に係る相談窓口及び苦情の受付窓口は次の通りです。

電話番号	0855-25-7725
相談・苦情受付窓口	管理者 延川 香澄
苦情解決責任者	代表取締役 河手 秀男

2 市町の介護サービスの相談及び苦情受付窓口は次の通りです。

受付窓口		電話番号
浜田市	健康医療対策課	0855-25-9329
島根県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談窓口	0852-21-2811

3 本事業所は、お客様から、訪問看護サービスに係る苦情を受け付けた場合、以下の基本手順に基づいて対応を実施します。

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情解決責任者への報告
- ④お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤苦情の解決に向けた対応の実施
- ⑥再発防止及び改善の実施
- ⑦お客様への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧苦情解決責任者等への最終報告

(緊急時、事故発生時の連絡先及び対応の手順)

第 11 条 本事業所は訪問看護サービスの提供中に緊急時及び事故が発生した場合は、次の連絡先へ連絡します。

①ご家族様

お名前	
電話番号	

②主治医

医療機関名	
電話番号	
主治医	

③居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業所名	
電話番号	
介護支援専門員名	

④市町の事故発生時の連絡先

市町名	浜田市
電話番号	0855-25-9329
担当部署	浜田市健康医療対策課

2 本事業所の緊急時及び事故発生時の対応の手順は次の通りです。

- ①お客様の安全確保、救急救命
- ②緊急時、事故発生状況の確認
- ③管理者への連絡
- ④ご家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町への連絡

- ⑤事故発生原因の解明、再発防止への措置
 - ⑥お客様への事故経過・結果の説明
- 3 本事業所は、お客様に対し、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡、119 番への通報、救急搬送の実施等の必要な措置を講じます。

(介護報酬、診療報酬の改定)

第 12 条 厚生労働省が定める介護報酬及び診療報酬の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護報酬及び診療報酬に準拠するものとします。

(人権擁護および虐待防止のための措置)

第 13 条 本事業所は、利用者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見人制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行います。

- 2 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。
 - ⑤従業者が虐待行為を市区町村へ通報したことを理由に、従業者を解雇その他不利益となる取り扱いは一切行わないものとします。

(業務継続計画の策定)

第 14 条 本事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 15 条 本事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を従業者に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

以上